
第10章

教 育

1. 教育の方針	207
2. 学校施設	209
3. 学校教育	211
4. 生涯学習・社会教育	220
5. 児童生徒支援	223
6. 善法・河原青少年センター	226
7. 大久保青少年センター	227
8. 公民館	227
9. 市民会館	228
10. 図書館	229
11. 歴史資料館	231
12. 宇治の文化財	232
13. 生涯学習センター	234
14. 源氏物語ミュージアム	235
15. 総合野外活動センター「アクトパル宇治」	236



第10章 教 育

1. 教育の方針

宇治市の教育は、憲法と教育基本法に基づき、「第2期京都府教育振興プラン」を踏まえ、本市の歴史と伝統を次代に継承しながら「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を誇りとする郷土愛をはぐくむことができる全人的な調和のとれた市民が育つ教育の充実を目指すものである。

本市では「第2次宇治市教育振興基本計画」を踏まえ、先進的な教育環境の充実を図り、地域コミュニティが一体となり、協働による絆をいっそう深めるとともに、「ふるさと宇治」の恵まれた自然や歴史遺産、伝統文化を基盤にして、一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せである Well-being の観点のもと、新たな視点（「子育て」「創造」「挑戦」「共生」「循環」）をもって取り組み、郷土を愛し、生涯にわたり学ぶ力と自ら行動する力を備えた、未来社会と明日の宇治、日本そして、世界を切り拓く市民が育つ特色ある教育を進める。

そのため、これまでに本市教育が構築してきた小中一貫教育を柱にした「学び」と「育ち」の連続性を高め、幼児期から小学校、中学校、さらには社会に繋がる「縦の接続」を深めることが重要である。同時に、家庭・学校・地域の連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、宇治に育つ子ども達の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の Well-being、文化の伝承、持続的発展に作用するためには、コミュニティ・スクールの推進、関係諸機関との連携等「横の連携」を強めることが重要である。

さらに、市民の主体的で自発的な学習活動が活性化され、世代や分野を越えて連携し、広がり、社会に還元されることにより、一人ひとりの活力が「あすの宇治」の創造に発揮される生涯学習社会を目指す。

宇治市教育委員会は、京都府教育委員会との連携・協力のもと、学校を支援するとともに、今後の教育施策に関する基本的な方針を定め、具体的な実践を進める。

(1) 教育長・教育委員

(令和5年11月1日現在)

教 育 長	木 上 晴 之	任期	令和8年10月11日
教育長職務代理者	加 賀 爪 毅	任期	令和6年10月7日
委 員	中 筋 斉 子	任期	令和7年10月11日
委 員	小 山 栄 子	任期	令和8年12月25日
委 員	左 聡 一 郎	任期	令和6年10月31日

(2) 教育関係予算

表 10-1

(単位：千円)

款 項 目		令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	対前年伸率 (%)
		5,295,143	7,226,125	36.5
教 育 費	教育総務費	1,064,280	2,916,146	174.0
	教育委員会費	6,177	6,168	▲0.1
	事務局費	759,364	758,667	▲0.1
	青少年対策費	35,059	35,406	1.0
	教育研究費	1,418	1,322	▲6.8
	学校イントラネット運営費	178,262	168,094	▲5.7
	学校建設費	84,000	1,946,489	2,217.2
	小学校費	1,769,595	1,809,300	2.2
	学校管理費	1,465,373	1,505,227	2.7
	教育振興費	304,222	304,073	0.0
	中学校費	640,503	1,005,709	57.0
	学校管理費	456,621	851,363	86.4
	教育振興費	183,882	154,346	▲16.1
	幼稚園費	802,982	740,675	▲7.8
	幼稚園費	802,982	740,675	▲7.8
	社会教育費	1,017,783	754,295	▲25.9
	社会教育総務費	327,800	319,481	▲2.5
	文化財保護費	68,860	60,658	▲11.9
	社会体育費	13,064	12,885	▲1.4
	公民館費	39,545	40,330	2.0
	歴史資料館運営費	4,762	4,083	▲14.3
	図書館運営費	68,316	69,293	1.4
	総合野外活動センター運営費	167,096	169,001	1.1
生涯学習センター運営費	15,073	23,174	53.7	
源氏物語ミュージアム運営費	313,267	55,390	▲82.3	
民 生 費	社会福祉費			
	人権啓発費			
	うち善法青少年センター分	12,309	11,991	▲2.6
うち河原青少年センター分	26,644	9,832	▲63.1	
教育関係予算 合計		5,334,096	7,247,948	35.9

2. 学校施設

(1) 児童生徒数

○ 小学校

表 10-2

(令和5年5月1日現在)

学 校 名	開設年月日	児童数 (人)	学級数	一学級平均 児童数 (人)	教職員数 (人)
菟 道 小 学 校	明治 6. 2. 10	245(6)	13(2)	18. 8	25(2)
菟 道 第 二 小 学 校	昭和 28. 4. 1	564(6)	21(2)	26. 9	39(2)
神 明 小 学 校	〃 47. 4. 1	479(14)	19(3)	25. 2	35(3)
槇 島 小 学 校	明治 15. 2. 1	468(9)	18(2)	26. 0	36(2)
北 槇 島 小 学 校	昭和 58. 4. 1	298(17)	15(3)	19. 9	28(3)
小 倉 小 学 校	明治 6. 10. 1	618(14)	23(3)	26. 9	47(3)
伊 勢 田 小 学 校	昭和 49. 4. 1	410(14)	16(3)	25. 6	31(3)
西 小 倉 小 学 校	〃 44. 4. 1	309(11)	14(2)	22. 1	26(2)
北 小 倉 小 学 校	〃 48. 4. 1	187(4)	9(1)	20. 8	18(1)
南 小 倉 小 学 校	〃 53. 4. 1	203(10)	12(3)	16. 9	29(3)
大 久 保 小 学 校	明治 14. 4. 1	733(9)	25(2)	29. 3	47(2)
大 開 小 学 校	昭和 51. 4. 1	405(4)	15(2)	27. 0	28(2)
西 大 久 保 小 学 校	〃 45. 4. 1	341(2)	13(1)	26. 2	32(1)
平 盛 小 学 校	〃 50. 4. 1	126(10)	8(2)	15. 8	22(2)
宇 治 小 学 校	明治 5. 6.	717(13)	27(3)	26. 6	49(3)
三 室 戸 小 学 校	昭和 50. 4. 1	405(3)	15(1)	27. 0	31(1)
南 部 小 学 校	〃 46. 4. 1	373(7)	15(2)	24. 9	26(2)
岡 屋 小 学 校	〃 49. 4. 1	345(6)	14(2)	24. 6	29(2)
木 幡 小 学 校	〃 42. 4. 1	694(22)	26(4)	26. 7	42(4)
御 蔵 山 小 学 校	〃 48. 4. 1	606(7)	22(2)	27. 5	37(2)
笠 取 小 学 校	明治 6. 3.	19(0)	4(0)	4. 8	9(0)
笠 取 第 二 小 学 校	〃 39. 11. 3	17(0)	4(0)	4. 3	8(0)
合 計		8, 562(188)	348(45)	24. 6	674(45)

注：() 内は特別支援学級在籍者及び特別支援学級数、教職員数の内数

○ 中学校

表 10-3

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

学 校 名	開設年月日	生徒数 (人)	学級数	一学級平均 生徒数 (人)	教職員数 (人)
宇 治 中 学 校	昭和 22. 4. 30	484(18)	17(4)	28. 5	48(4)
北 宇 治 中 学 校	// 47. 4. 1	492(9)	16(2)	30. 8	38(2)
槇 島 中 学 校	// 57. 4. 1	260(12)	11(3)	23. 6	32(3)
西 小 倉 中 学 校	// 53. 4. 1	274(9)	11(2)	24. 9	32(2)
西 宇 治 中 学 校	// 31. 4. 1	418(12)	15(3)	27. 9	38(3)
南 宇 治 中 学 校	// 51. 4. 1	219(12)	10(3)	21. 9	32(3)
広 野 中 学 校	// 59. 4. 1	589(10)	18(2)	32. 7	41(2)
東 宇 治 中 学 校	// 22. 5. 3	559(11)	17(2)	32. 9	44(2)
木 幡 中 学 校	// 49. 4. 1	774(8)	23(2)	33. 7	59(2)
黄 檗 中 学 校	平成 24. 4. 1	352(3)	10(1)	35. 2	36(1)
合 計		4, 421(104)	148(24)	29. 9	400(24)

(注) () 内は特別支援学級在籍者及び特別支援学級数、教職員数の内数

○ 市立幼稚園

表 10-4

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

幼稚園名	開設年月日	定員 (人)	園児数 (人)	学級数	一学級平均 園児数 (人)	教職員数 (人)
神 明 幼 稚 園	昭和 44. 4. 1	130	10	2	5. 0	5
東 宇 治 幼 稚 園	// 19. 4. 1	155	63	3	21. 0	12
木 幡 幼 稚 園	// 51. 4. 1	65	13	2	6. 5	5
合 計		350	86	7	12. 3	22

(2) 学校施設の整備

昭和 40 年代に入って急激な増加を続けてきた児童・生徒数は、昭和 50 年代後半から 60 年代をピークに減少に転じ、最近では一部の小学校で児童数が微増しているが、全体としては減少している。

児童・生徒数の急増期には、新設校の建設や既設校の増築に努め、昭和 40 年以降、小学校は 14 校、中学校は 7 校の新設を行った。児童・生徒数が減少に転じてからは、空き教室を活用したデイサービスセンター等の高齢者福祉施設の整備、視聴覚室等への改造等を実施し、学校施設の充実を図った。

校舎・体育館の耐震補強や普通教室・特別教室等への空調機の設置などの施設改修を行うとともに、第 2 次学校施設整備計画に基づき、トイレ・ライフライン改修等、学校施設の安全性の確保と教育環境の向上に取り組んできた。

令和 5 年度以降は、学校施設長寿命化計画に基づき、児童・生徒・市民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減を図りながら、学校施設の老朽化対策を実施していく。

(3) 地域開放型校舎

市立学校の図書室や調理室などの特別教室を市民に開放する地域開放型教室開放事業を、西宇治中学校で行っている。学校の運動場や体育館などのスポーツ施設の開放に比べ、教室部分の開放は施設管理の面から進んでいなかったため、西宇治中学校の校舎改築にあたっては、積極的な「地域開放型校舎」として整備し、学校運営に支障のない範囲で市民に有効利用していただけるようにした。

これは、学校は子どもたちだけでなく地域の人々の学習の場でもあるとの観点に立ち、学校が持っている教育機能や施設を地域に開放するとともに、学校運営に地域の教育力を取り入れ、学校が家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていこうという考えによるものである。

建築場所	宇治市伊勢田町南山 21 番地の 1 宇治市立西宇治中学校
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上 5 階建て
建築面積	800.11 m ²
延床面積	3,166.13 m ²
建物高さ	20m
エレベータ	定員 15 名
竣工	平成 11 年 8 月

また、地域開放型校舎の開放の円滑な運営を図るため、校長・教職員・育友会（PTA）役員・その他の地域団体役員等で構成する「地域開放型教室開放運営委員会」に教室開放に関する業務を委託している。

3. 学校教育

(1) 令和5年度の努力点

第2次宇治市教育振興基本計画で示された「教育ビジョン」の実現に向けて、各幼稚園・小学校・中学校（以下「学校」という）は、京都府及び宇治市の教育方針を踏まえ、校園長主導の学校体制のもと、教育目標と自校の課題を踏まえた学校経営方針を明確にして、学習指導要領及び幼稚園教育要領に則した創意ある教育課程を編成し、日々の教育活動の充実を図る。

とりわけ、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来に伴い、未来社会を切り拓くための資質・能力を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、これまでの教育実践にICT(情報通信技術)を効果的に取り入れた授業改善を図るとともに、小中一貫教育を柱として、幼児児童生徒一人一人に質の高い学力を身に付けさせ、生命輝く豊かな人間性や健やかな身体をはぐくむため、学校は、家庭・地域と連携・協働しながら、以下のことを本年度の努力点とし、社会に開かれた教育課程の実現を図り、カリキュラム・マネジメントの推進に努める。

ア. 「義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進」

学力の充実・向上

(7) 「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」の取組によるすべての学力の基礎となる「国語」の力の伸長を促す取組を充実する。

- (イ) 積極的な学習用タブレット端末の活用による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指す授業改善を進める。
- (ロ) 「宇治学」（総合的な学習の時間）における「ふるさと宇治」をテーマとした主体的、創造的、協働的な学習活動を充実する。
- (エ) 学力調査による学力分析データを活用し、低学年から強みと弱みを把握して、基礎学力の定着と、家庭での学習習慣の確立を図る。

豊かな人間性

- (ア) 一人ひとりを大切にしたい人権教育の取組を進める。
- (イ) 幼小中の連携を図り、多角的な視点による幼児児童生徒理解・積極的な生徒指導を進める。
- (ロ) 「考える道徳」「議論する道徳」授業を実践する。
- (エ) 「いじめ調査」「教育相談活動」等の実施により、問題行動や不登校の未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (オ) 「教育的予防」と「治療的予防」の2つの視点をもって、不登校児童生徒の支援に取り組む。
- (カ) 地域と連携して、自己有用感の育成を図る取組を進める。

イ. 「ICT教育の推進」

学習用タブレット端末の活用

- (ア) 児童生徒の資質能力の向上を目指し、授業等での積極的、効果的な活用を実践する。
- (イ) 家庭での活用を推進するとともに、児童生徒の健康・安全を守るため、インターネット利用時の注意を含めた情報モラル教育を充実する。

ウ. 「コミュニティ・スクールの推進」

家庭・学校・地域との連携・協働

- (ア) 全小中学校で「学校運営協議会」を設置し、熟議によるよりよい学校運営を進める。
- (イ) 「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の一体的推進により、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を進める。
- (ロ) 家庭・地域への積極的な情報発信に努める。

エ. 「子育て支援の取組推進」

幼児教育

- (ア) 小学校以降の「学ぶ力」の基盤となる幼児期の「学びに向かう力」の育成
- (イ) 幼稚園などの幼児教育施設と連携・協働した、スタートカリキュラムの作成・実践・改善

特別支援教育

- (ア) 合理的配慮を踏まえた学習活動を進める。
- (イ) インクルーシブな社会（共生社会）の実現を見据えた交流及び共同学習を推進する。
- (ロ) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」活用による切れ目ない支援の充実に努める。

オ。「信頼される教育の創造・取組推進」

積極的な情報発信

家庭・地域との情報共有を大切にし、学校ホームページ等を活用して学校教育活動の迅速で、適切な情報発信・公開に努める。

教員の資質能力の向上

すべての教員が校内外における研究・研修を計画的・効果的に活用し、「求められる京都府の教員像」に掲げる5つの力を身に付けるべく自己研鑽に励み、資質・能力の向上に努める。

(2) 小中一貫教育の推進

義務教育9年間を通して、児童生徒の発達段階に応じた系統的、継続的な学習指導や生徒指導を行うことにより、学力の充実・向上を図るとともに豊かな人間性や社会性をはぐくみ、「将来の夢を持ち、自己実現に向けた努力ができる子ども」を育成する。

ア. 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実

(ア) 9年間を見通した子どもの学びのつながり

- a 小中一貫教育ラーニングコーディネーターが要となり、構築した体制を活用した学力向上に関する取組を企画実行するとともに、「義務教育9年間の円滑な接続に配慮した年間指導計画（宇治スタンダード）」に基づき、小学校と中学校の各指導内容を9年間のまとまりとしてとらえ、内容の系統性や児童生徒の発達の段階を踏まえ、系統的・継続的な学習指導を推進する。
- b 「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」による学力の充実向上を図るため小中一貫教育ラーニングコーディネーターは、各中学校ブロックで共通の児童生徒の学力課題を明確にし、9年間の学びを見通した学力対策の推進を図る。
- c 小学校においては、専門性を活かした学級担任間での交換授業や専科指導、小・中学校間では、教科連携教員、連携推進加配教員の効果的な活用を図り、学習意欲の向上と学習内容の定着を図る。

(イ) 子ども理解・生徒指導の連続性

- a あらゆる角度から児童生徒一人ひとりの理解を進め、確かな情報を共有し、小・中学校間の丁寧できめ細やかな引き継ぎを行うとともに、就学前及び将来をも見通した組織かつ継続的な連続性のある生徒指導の維持に取り組む。

イ. 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開

- (ア) 「中学校ブロック小中一貫教育推進計画（ジョイントプラン）」に掲げる教育目標や目指す子ども像などに基づき、各中学校ブロックが培ってきた取組を基盤に、各校の校風や伝統を継承する形で特色ある教育活動を展開する。
- (イ) 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、家庭学習とも関連付けながら学習習慣を身に付けさせ、学びに向かう意欲を向上させることを目指して、中学校ブロックにおける「いしずえ学習」の取組を推進する。
- (ウ) 「宇治学」（総合的な学習の時間）については、「宇治学」副読本を活用し、地域との関わりや小

学校間の関連性、小・中学校間の系統性を高め、児童生徒が探究的に学習を進められるよう、中学校ブロックにおける取組を推進する。

- (エ) 義務教育9年間を通して児童生徒の人間関係を豊かにするため、中学校ブロックにおける小学校間、小・中学校間における交流や授業、行事などの合同の取組、また、地域と協働で取り組める活動を企画、精選し、推進する。

ウ. 家庭や地域との連携・協働

- (ア) 小中一貫教育の取組内容について家庭や地域に向けて「見える化」を進め、ホームページ等を活用した、迅速でタイムリーな情報発信を行うとともに、家庭や地域と連携した取組を充実させる。
- (イ) 義務教育9年間を通して家庭・学校・地域と連携・協働しながら、生涯にわたって自ら学び続ける学習習慣の定着及び自己有用感の育成を図る。
- (ウ) 中学校ブロックにおけるPTA・育友会、地域諸団体が互いに連携を強め、家庭・学校・地域が強みをいかしてつながり、積極的に地域で子どもをはぐくむための取組を進める。

エ. 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善

- (ア) ア～ウの実現、とりわけ学力の充実・向上に向け、中学校ブロック校長間の強固な連携のもと、小中一貫教育ラーニングコーディネーターを要とする9年間の教育目標や課題を明確にした「中学校ブロック小中一貫教育推進計画（ジョイントプラン）」を策定し、小学校と中学校の教職員が協働して教育活動を展開する小中一貫教育を推進する。
- (イ) 参観・論議の視点を明確にした授業研究会を柱に小中合同研修会を実施するなど、学力の定着と充実・向上を柱とした小中一貫教育のより一層の推進・充実に向けた研修に取り組む。

(3) 特別支援教育

特別支援学級は、小学校では22校中20校に合計45学級（知的障害学級24、自閉症・情緒障害学級20肢体不自由学級1）、中学校では、10校すべてに24学級（知的障害学級12、自閉症・情緒障害学級10、肢体不自由学級2）が設置されている。

通級指導教室は、南小倉小学校、宇治中学校にそれぞれ2教室、菟道第二小学校、神明小学校、槇島小学校、小倉小学校、大久保小学校、平盛小学校、宇治小学校、南部小学校、木幡小学校、御蔵山小学校、槇島中学校、南宇治中学校、黄檗中学校にそれぞれ1教室設置している。通級指導教室は、ことばやきこえ、自閉症、LD、ADHD等特別な支援を必要とする児童生徒への指導と支援並びに教育相談、検査などを行っている。

宇治市立の保育所、幼稚園、小・中学校の教職員で構成している宇治市特別支援教育研究会では、特別支援教育の研究・実践を深めるとともに、特別支援教育に係る地域社会への啓発を図ることを目的とし、市内の学校を木幡・東ブロック、中・南ブロック、西・北ブロックの3ブロックに分け、ブロック別研究や合同の実践研究会を実施している。また、特別支援学校との連携を深めている。

教育事業では、児童生徒の交流の場として、卒業生を送る集い、中学校特別支援学級生徒の交流会等を行っている。

○ 宇治市就学支援委員会

(設立の目的)

宇治市に居住する障害のある児童生徒及び就学前の幼児に対し、これらの者の障害の状態、教育上必要な支援の内容等を勘案して、就学支援を行うことを目的とする。

* 委員の構成

宇治市立幼稚園及び小・中学校の教職員、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者をもって組織する。

* 専門部

- ◎ 就学相談部・・・就学のための相談活動を行う。
- ◎ 進路相談部・・・就学及び進路実現のための相談活動を行う。
- ◎ 調査研究部・・・就学に係る調査活動ならびに必要な調査研究を行う。
- ◎ 啓発部・・・特別支援教育の推進ならびに研修・啓発活動を行う。

○ 宇治市特別支援教育推進委員会

(設立の目的)

宇治市における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・助言及び必要な支援を行うこと、並びに校（園）内の特別支援教育の支援体制の充実を図ることを目的とする。

* 委員の構成

宇治市立幼稚園及び小・中学校の教職員、関係行政機関の職員、その他教育長が適当と認める者をもって組織する。

* 委員会の活動

- ① 宇治市における特別支援教育の総合的な在り方に関すること
- ② 幼稚園、小・中学校における特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への支援に関すること
- ③ 特別支援教育コーディネーターの育成に関すること
- ④ 校内委員会等の支援体制確立に関すること
- ⑤ 専門家チーム委員の委嘱に関すること
- ⑥ 特別支援教育に係る理解及び啓発に関すること
- ⑦ その他委員会の目的達成に必要な事項

* 巡回相談

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する望ましい教育的対応について、学校等を支援するため、教員を中心に医師、心理学の専門家、作業療法士等の「専門家チーム」を組織し、巡回相談を行う。

(4) 幼稚園教育

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、幼児期の発達の特徴を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを通しての指導を中心として進めてい

る。

「幼稚園教育要領」の趣旨を踏まえ、幼稚園は、家庭との連携を図りながら、生きる力の基礎を育成し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うよう努めている。

表10-5

(令和5年5月1日現在)

園名	定員		
	3歳児(人)	4歳児(人)	5歳児(人)
神明幼稚園		60	70
東宇治幼稚園	25	60	70
木幡幼稚園		30	35

(神明、4歳児2学級・5歳児 2学級)

(東宇治、3歳児1学級・4歳児2学級・5歳児 2学級)

(木幡、4歳児1学級・5歳児 1学級)

○ 幼児の就園状況

表10-6

(単位：人) (各年度年5月1日現在)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
市立幼稚園	23 (1.6)	49 (3.3)	56 (3.8)	17 (1.3)	47 (3.3)	48 (3.3)	19 (1.4)	31 (2.3)	45 (3.2)	13 (1.0)	31 (2.4)	31 (2.3)	22 (1.9)	29 (2.3)	35 (2.6)
私立幼稚園	521 (37.1)	571 (38.6)	596 (40.2)	459 (34.9)	543 (38.4)	562 (38.2)	456 (34.7)	477 (35.9)	540 (38.3)	426 (33.5)	453 (34.3)	474 (35.8)	364 (31.2)	429 (33.4)	451 (34.0)
保育所	318 (22.6)	343 (23.2)	323 (21.8)	293 (22.3)	303 (21.4)	324 (22.0)	310 (23.6)	299 (22.5)	311 (22.0)	288 (22.7)	318 (24.1)	305 (23.0)	262 (22.4)	289 (22.5)	325 (24.5)
認定こども園	434 (30.9)	450 (30.4)	446 (30.1)	452 (34.4)	459 (32.4)	469 (31.9)	441 (33.5)	460 (34.6)	451 (31.9)	453 (35.7)	440 (33.4)	456 (34.5)	453 (38.8)	463 (36.0)	437 (32.9)
その他	109 (7.8)	66 (4.5)	60 (4.1)	93 (7.1)	64 (4.5)	67 (4.6)	90 (6.8)	62 (4.7)	65 (4.6)	90 (7.1)	77 (5.8)	58 (4.4)	67 (5.7)	76 (5.8)	80 (6.0)
計	1,405 (100)	1,479 (100)	1,481 (100)	1,314 (100)	1,416 (100)	1,470 (100)	1,316 (100)	1,329 (100)	1,412 (100)	1,270 (100)	1,319 (100)	1,324 (100)	1,168 (100)	1,286 (100)	1,328 (100)

() 内百分比

○ 宇治市立幼稚園就園支援委員会

(設立の目的)

市立幼稚園に入園を希望する幼児で障害のある者に対し、その者の障害の状態、教育上必要な支援の内容等を勘案して就園支援を行うために設置している。

* 委員の構成

宇治市立の幼稚園及び小学校の教職員・関係行政機関の職員・その他教育委員会が必要と認める者をもって組織する。

* 委員会の活動

- ① 就園に係る教育相談
- ② 就園後の教育的支援についての助言
- ③ 就園に係る調査及び資料の収集
- ④ 特別支援教育についての啓発
- ⑤ その他委員会が目的を達成するために必要があると認める事務

(5) へき地教育

市域東部の笠取地域は、北は京都市、東は滋賀県大津市に接し、標高300m～500mの山々に囲まれた過疎の地域である。

昭和60年に東西笠取地域の簡易水道給水開始をはじめとして、昭和63年には京滋バイパスも開通。地域産業の炭山陶芸団地の進展や平成27年に簡易水道が宇治市水道事業に統合されるなど地域開発が進んでいる。

平成11年6月3日、宇治市総合野外活動センター・アクトパル宇治の開所記念式典が行われ、レクリエーションやスポーツ文化活動の拠点として積極的な活用が期待されている。

ここに明治時代に開設した笠取小学校及び笠取第二小学校があり、昭和58年度校舎の全面改築が竣工（鉄筋2階建校舎・体育館）し、また昭和60年度・平成30年度には、全国へき地教育研究大会の京都府の主会場として、成果を全国に発表し、地域に根ざしたへき地教育を進めている。また、笠取小学校においては、平成13年4月より小規模特認校制度を適用し、豊かな自然環境の中で温もりある学びと「生きる力」を培うことを目的に、区域外から就学を希望する保護者に対して一定の条件のもとで、入学を認めている。

○ 今日までの主な施策

表10-7

年	月	事 項	年	月	事 項
S41	4	・完全給食の実施	60	10	・第34回全国へき地教育研究大会開催 (笠取小)
43	8	・笠取小プール完成			
46	4	・東宇治中学校笠取分校を廃止し、東 宇治中学校に統合	61	3	・スクールバス更新(木幡中)
		・笠取地区スクールバス運行開始	H元	3	・ワゴン車更新購入(笠取小)
		・通学路整備、施設整備の充実改善	2	9	・スクールバス更新(笠取第二小)
48	10	・教職員住宅の設置	4	4	・教員定数配置基準の改正(教頭の専任)
49	8	・笠取第二小プール完成	6	9	・スクールバス更新(木幡中)
50	1	・スクールバス更新	7	10	・スクールバス更新(笠取小)
		・複々式授業解消	9	5	・スクールバス更新(笠取第二小)
52	4	・1・2学年複式授業の解消	11	3	・笠取小プール改築
54	4	・笠取地区スクールバス(バス及びワ ゴン車)2台による運行開始	13	4	・小規模特認校制度の実施(笠取小)
		・各普通教室にカラーテレビ設置	14	9	・スクールバス更新(木幡中)
55	9	・スクールバス更新購入	15	9	・スクールバス更新(笠取小)
57	4	・ワゴン車1台を購入し、3台でスクー ルバス運行開始	17	3	・スクールバス更新(笠取第二小)
59	3	・校舎全面改築(笠取小・笠取第二 小)	21	4	・ワゴン車更新購入(笠取小)
59	9	・ワゴン車1台をスクールバスに更新 購入	23	12	・スクールバス更新(木幡中)
		・笠取小運動場完成	27	1	・スクールバス更新(笠取第二小)
60	3	・笠取第二小体育館完成	28	3	・スクールバス更新(笠取小)
			30	10	・第67回全国へき地教育研究大会開催 (笠取小)

(6) 社会科副読本「わたしたちの宇治市」

「わたしたちの宇治市」は身近な宇治市を中心に、地域の社会的事実や事象を教材として、郷土の学習を深めるために小学校3・4年児童向け社会科副読本として昭和56年度に初版を、昭和61年度に小学校3年児童向け及び4・5年児童向けに改訂版を刊行し、その後も必要に応じて改訂し市立小学校3年児童に無償で給与している。

この副読本は、宇治市小学校教育研究会社会科部が、学習指導要領の改訂に伴う社会科教科書との関連を図りながら編集し、図版、写真等の参考資料を豊富に用意して児童が自主的に学習しやすいように配慮されている。

(7) 宇治学副読本

探究的な見方・考え方を働かせ、地域社会の一員としての自覚を持って、「ふるさと宇治」をよく知り、諸課題に目を向け、主体的、創造的、協働的に取り組むことで、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指した「宇治学」(総合的な学習の時間)の学習に活用するため副読本を作成した。小学校3年から中学校3年まで、7年間に渡る副読本を児童生徒に無償で貸与している。

今年度は、小学校6年生及び中学校1年生版の改訂作業に取り組む。

(8) 学校給食

○ 学校給食運営の原則

教育委員会の指導助言により当該学校の校長が計画・管理し、職員を指揮監督して行う。また、宇治市の学校給食運営は、“学校間の格差解消” “保護者負担と学校事務の軽減” “安全良質な物資の低額確保” のために「全市同額の給食費」「全市統一献立」「物資の一括購入」を原則としている。

○ 米飯給食の運営

昭和51年2月、学校給食法施行規則の一部が改正され、完全給食の形が「パン・ミルク・おかず」から「パン又は米飯・ミルク・おかず」となり、米飯が位置づけられた。これに伴い宇治市では、①学校給食の食事内容の多様化 ②栄養に配慮した正しい食習慣を養う ③将来における食糧事情等を考慮し、昭和55年度から週1回米飯給食を実施し、昭和62年度からは週2回、平成11年度からは週3回実施している。

○ 学校給食調理民間委託の実施

本市ではより楽しく、より豊かで、より安全な学校給食をめざして学校給食運営方法の改善を本市行政改革の課題として検討してきたが、「学校給食調理民間委託の実施方針」（平成11年11月15日宇治市教育委員会議決）に基づき、平成12年度から学校給食運営全体のうち、洗浄業務を含む調理業務のみを学校単位に段階的に民間の給食業者に委託することとなった。現在、市内小学校14校で調理業務委託が行われている。

○ 中学校給食実施に向けての検討

平成29年度から、給食の実施方法について他市の状況調査や視察等を実施し、本市にふさわしい中学校給食のあり方や実施に向けての方法及び課題について調査してきた。

平成30年度からは、あらたに宇治市中学校給食検討委員会を設置し、中学校給食の方式等について検討を行った。令和2年3月には検討委員会の報告書を最大限尊重しつつ様々な角度から検討を加え、本市の望ましい中学校給食の基本的な方向性を示す「宇治市中学校給食基本構想」を策定し、さらに本件施設の整備に必要な基本的な事項をとりまとめた「宇治市学校給食センター基本計画」を令和5年3月に策定し、実施に向けて検討を行っている。

(9) 幼児教育・保育の無償化

○ 子育て支援施設等利用給付

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、本市に居住する満3～5歳の幼稚園就園児の保育料が無償化（上限25,700円/月）され、就園する私立幼稚園等に保育料分として給付し、保育の必要性があると本市から認定された保護者に対して、公立、私立幼稚園等の預かり保育料を給付する（3～5歳児：上限11,300円/月、市民税非課税世帯の満3歳児：上限16,300円/月）。また、年収約360万円未満相当世帯や小学校3年生以下の第3子以降の子どもの副食材料費を補助する。

4. 生涯学習・社会教育

(1) 令和5年度の努力点

本市では、市民が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」を構築するため、平成16年3月に「宇治市生涯学習推進プラン」、平成26年3月に「宇治市教育振興基本計画」を策定し、施策を進めてきた。

令和4年3月に策定した「第2次宇治市教育振興基本計画」を踏まえ、今後は、人生100年時代の到来に向け、豊かな人生を送ることができるよう、市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと学び合い、地域の発展に力を発揮する生涯学習環境の実現を目指していく。

また、家庭・学校・地域が連携・協働して、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに地域社会全体の教育力の向上を目指していく。

こうした観点から本市の生涯学習・社会教育は、次に掲げる事項を重点として、関係機関・団体等との連携を強めながら、より一層の充実に努める。

- ア. 生涯学習情報の的確な提供…◇活動情報の収集と提供 ◇多様性を認め合う共生社会の実現 ◇情報格差の解消
- イ. 生涯学習講座の充実…◇多様なニーズに応じた学びの推進 ◇市民が学んだ成果を社会に還元する機会の充実 ◇ICTを活用した学習環境づくりの推進 ◇人権教育及び啓発の視点を取り入れた学習講座の充実
- ウ. 市民・地域活動への支援…◇学習・活動をコーディネートする人材の育成・活用 ◇社会教育士の資格取得の支援 ◇リカレント教育の推進
- エ. 生涯学習施設の機能拡充…◇施設の計画的な改修・整備
- オ. 質の高い生涯学習環境の推進…◇生涯学習審議会による審議や研究報告の活用 ◇大学等との生涯学習ネットワークの構築および市民団体ネットワーク拡大の推進
- カ. 図書館サービスの充実…◇図書館資料の充実・ICT環境の整備 ◇図書展示やイベントの開催 ◇読書・学習機会の提供 ◇非来館型サービスの充実や利便性の向上
- キ. コミュニティ・スクールの推進…◇学校運営協議会による熟議の実施 ◇CSコーディネーター（地域学校協働活動推進員）を要とした地域学校協働活動の充実 ◇「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的な推進
- ク. 家庭の教育力の向上・子育て支援の推進…◇未就園児保育事業 ◇幼稚園預かり保育事業 ◇ふれあい学習会の実施
- ケ. 適切な情報発信の推進…◇学校だより・ホームページの充実 ◇「宇治市の教育だより」配布
- コ. 青少年の健全育成…◇宇治市「中学生の主張」大会 ◇ジュニアリーダーの育成 ◇街頭補導活動の実施
- サ. 子どもの読書活動の推進…◇学校図書館ボランティア養成講座 ◇子どもの読書環境の整備

(ア) 市民が学び合う生涯学習社会の進展

「第2次宇治市教育振興基本計画」を指針として生涯学習施策を展開し、地域やまちづくりに対する

市民の意識を高め、地域の発展に向けて誰もが力を発揮するような生涯学習環境の充実を図る。

また、生涯学習を支える社会教育活動の振興を図るため、社会貢献意欲の高い人材の育成や、関係団体・組織への支援を進める。

さらに、社会教育活動・生涯学習活動によって得られた学習成果を活用して、市民の主体的・自発的な活動が社会に還元される仕組み・体制づくりに努める。

また、「第2次宇治市図書館事業計画」に基づき、図書館サービスの充実を図り、市民の生涯にわたる読書や学習の推進と地域文化の発展に努める。

(イ) 人権教育の幅広い展開

市民一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するには、多元的文化、多様性を認める「共生の心」をはぐくむための学習活動を、関係機関・団体や学校などと連携して実施することが重要である。人権を尊重する意識の高揚を図るために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権教育及び人権啓発を図る。

(ウ) 家庭・地域の教育力の向上

近年、家庭教育の充実と地域の教育力の活性化に向けた社会教育行政に対する期待が高まってきており、家庭・学校・地域の連携・協働や協力の促進が求められている。本市においても、子育てをする人の個別の学習のみならず、親どうしの連携や地域でのつながりを広げるための諸施策を展開し、教育の出発点である家庭の教育力向上に努めるとともに、小中一貫教育を推進する学校や地域諸団体と連携を図りながら地域の教育力向上に努める。また、コミュニティ・スクールを推進し、家庭・学校・地域が連携・協働した、子どもが健やかに育つ居場所づくり、安全・安心な地域づくりを推進する。

さらに、あすの宇治を切り拓く青少年を育成するため、青少年の自主的な活動への支援や社会参加活動の促進に努めるとともに、京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」や本市の「第2次宇治市教育振興基本計画」をもとに、青少年の健全育成・社会環境浄化活動をより一層推進する。

また、「第2次宇治市図書館事業計画」に基づき、市民の読書活動や生涯学習を支えるため、さらなる図書館サービスの充実に努める。

加えて、「宇治市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」に基づき、子どもの読書活動を推進するための環境整備の充実を図る。

(エ) 歴史と文化の継承・活用

「文化芸術基本法」、「古典の日に関する法律」、「宇治市文化芸術振興条例」及び「宇治市文化芸術振興基本計画」に基づき、本市の歴史・文化を生かして文化芸術施策の推進を図るとともに、市民の創造的文化活動の育成・支援を進める。

(2) 宇治市生涯学習審議会委員及び関係団体

ア. 宇治市生涯学習審議会委員（第11期）

（任期：令和5年6月1日から令和7年5月31日）

表10-8

（令和5年6月1日現在）

役職	氏名
委員長	桑原千幸
委員長職務代理	小宮山恭子
委員	内田徹
〃	切明友子
〃	佐藤翔
〃	嵩繁行
〃	杉岡秀紀
〃	長積仁
〃	中本裕也
〃	西山正一
〃	林みその
〃	堀井聡
〃	向山ひろ子
〃	森川知史

イ. 社会教育団体

- 宇治市連合育友会（小中各育友会・PTA）
- 宇治市立幼稚園 PTA 連合会
- 宇治市子ども会連絡協議会（地域子ども会）
- 宇治市女性の会連絡協議会（地域女性の会）
- 宇治市青少年健全育成協議会
- その他社会教育関係団体、クラブ等

5. 児童生徒支援

青少年の問題行動は、戦後、昭和 20 年代、30 年代、50 年代と 3 回のピークがあり、その後平成 8 年頃より、内容の凶悪化・粗暴化とともに、それまでの行動や態度などからは周囲が予見し難いような青少年が重大な問題行動を起こす、いわゆる「突発的・衝動的非行」が見られるようになった。また、問題行動の低年齢化、広域化が進み、いじめの問題や不登校児童生徒の増加も社会問題化するようになった。

本市においては、小学校における令和 4 年度はいじめを除く生徒指導上の問題行動は 140 件（43 件増）、指導延べ人数は 243 人（75 人増）、また、中学校においては、問題行動は 165 件（33 件減）、指導延べ人数は 276 人（95 人減）となった。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など社会が急速に変化する中で、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の行動の多様化、様々な社会的ストレスが要因となった児童虐待の問題、他人への思いやりやモラルの欠如、規範意識の低下が進んでいる社会など、家庭、地域社会、学校のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられる。教職員の指導と保護者の協力、関係機関との連携を図り、複雑化する問題事象に対応している。

「いじめ」については、平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、宇治市立全小中学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、市・市教育委員会においても「宇治市いじめ防止基本方針」を策定した。平成 30 年度には、国の「いじめ防止のための基本的な方針」及び「京都府いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、市・市教育委員会において、「宇治市いじめ防止基本方針」を改定し、市立小・中学校においても「学校いじめ防止基本方針」を改定した。令和 4 年度いじめの認知件数は、2,202 件で、うち 1,361 件が解消している。教育委員会では、11 月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童生徒及びその保護者並びに教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発や自主的な取組を進める機会としている。

不登校児童生徒の総数は、令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに不登校を理由に年間 30 日以上欠席した児童生徒数）は、小学校 130 人、中学校 220 人となった。小中連携の取組や各校での教育相談や別室登校指導の充実に加えて、不登校児童生徒自立支援教室（Uji ふれあい教室）、心と学びのパートナー派遣事業、平成 30 年度より市の事業として実施している不登校児童生徒支援事業等、不登校対策を効果的に進めるための取組を行っている。

「宇治市教育振興基本計画」（平成 26 年 3 月策定）においては、「調和のとれた子どもの「育ち」を支える「家庭・地域の教育力」を向上させる」ことを基本目標のひとつとしており、その実現を図るために、青少年健全育成協議会をはじめとした地域の諸団体と連携しながら、より多くの市民や団体が子どもたちの成長に積極的に関わる地域社会の構築を目指している。

(1) 青少年の健全育成

ア. 宇治市「中学生の主張」大会

中学生が学校や家庭・地域における生活を通して、日頃「考え、悩み、求めている」ことを広く社会に発表する機会として設けられた。人格を形成する上で重要な時期にある中学生が「主張」発表を通して、互いに考え学び合う契機にするとともに、あわせて市民の中学生に対する理解や認識を深め、青少年の健全育成の一層の推進を図る。

イ. 宇治市青少年健全育成協議会

本市における青少年の健やかな成長・発展を目指して、関係市民団体や関係組織が参加し、青少年を守り育てる諸活動の推進と地域における組織の充実、青少年自らの社会参加と仲間づくりを促進し、明るく住みよいまちづくりに努めることを目的として、昭和53年11月に結成された。ほぼ全域に「地域青少年協」が結成され、全市的な健全育成への取組とともに、地域の実情に即して、地域住民、関係団体及び関係組織の連携を深めつつ、きめ細やかな健全育成諸活動を推進している。

主な事業

- 「ふるさとづくり」の取組
- 青少年リーダーの養成
- 子どもの安全・安心を守る活動の推進

ウ. 宇治市少年補導委員（会）

地域における非行防止及び社会環境浄化活動を推進し、青少年の健全な育成を図るため、昭和56年度に設けられた。委員は教育委員会が委嘱し、任期は2年。平成3年4月に、少年補導委員を会員とする宇治市少年補導委員会が設立され、活動の一層の推進が図られている。

主な職務

- 各小学校区、ブロック（概ね中学校区）を単位とする地域補導及び全体合同補導（県まつり等）を通じての青少年に対する指導・保護育成活動
- 京都府「青少年の健全な育成に関する条例」に係る社会環境状況調査及び環境浄化運動
- 青少年の健全な育成に係る啓発活動（青少年の非行・被害防止全国強調月間、社会を明るくする運動、子ども・若者育成支援強調月間等）
- 青少年健全育成地域活動への参加及び協力

(2) 不登校対策

ア. 不登校児童生徒自立支援教室（Uji ふれあい教室）

心理的な要因等により登校が困難な児童生徒の社会的自立に資することを目的に、個々の状態に応じた適切な取組を組織的、計画的に推進するため、心の居場所として不登校児童生徒自立支援教室を開設している。

主な活動は次のとおり

- 小集団活動(屋外活動含む)
- 個別支援(対象は、小集団活動が困難な児童生徒)
- 個別カウンセリング

イ. 不登校児童生徒支援事業

コーディネーター、支援員及びSSW(スクールソーシャルワーカー)を配置し、小中学校を巡回訪問して、不登校児童生徒の支援方法を学校とともに検討している。ケースに応じ、不登校児童生徒への直接支援として、支援員が家庭訪問による支援を実施している。また、各学校や各種部会等で、本事業で作成した不登校児童生徒支援のための「おはようハンドブック」及び「おはようハンドブックシリーズ2」を用いて、不登校児童生徒支援のための研修を実施している。

ウ. 心と学びのパートナー派遣事業

生徒が身近に感じる大学（院）生、教員志望者等の若い世代、若しくは教職経験者などの相談員を中学校に派遣し、相談室等で生徒が悩みなどを気軽に話せる環境を作っている。

(3) 学校支援チーム

本市における幼稚園、小・中学校だけでは解決が困難な事象であったり、解決にあたり時間を要する問題について、専門的な助言や支援を行い、現場の教職員が幼児、児童生徒と向き合う時間をより一層確保できるよう、社会福祉士、臨床心理士等の専門家を交えた「宇治市学校支援チーム」を設置するとともに、顧問弁護士及びスクールソーシャルワーカーにより、幼稚園、小・中学校支援の取組を進めた。

○ 生徒指導上の問題行動の状況（令和4年度）

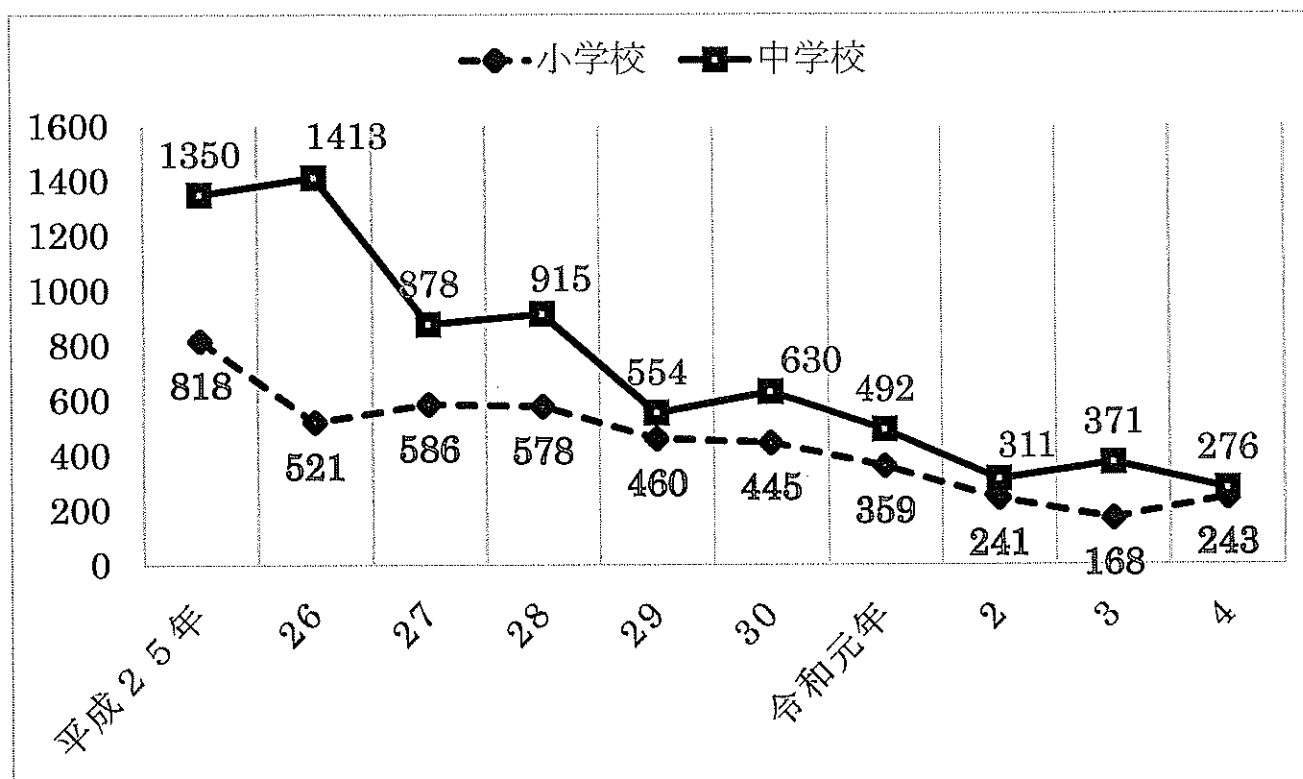
表 10-9

(単位：件、人)

種別	校種 件数・人数	小 学 校				中 学 校			
		発生 件数	指 導 延 児 童 数			発生 件数	指 導 延 生 徒 数		
			男	女	計		男	女	計
暴 力	生 徒 間	56	79	6	85	61	103	5	108
	対 教 師	7	5	2	7	12	9	3	12
	対 人	5	7	2	9	2	2	0	2
器 物 損 壊		13	12	3	15	13	18	5	23
恐 喝		0	0	0	0	2	2	0	2
窃 盗	万 引 き	3	3	3	6	1	0	1	1
	金 銭 ・ 物 品 盗	3	1	4	5	3	2	2	4
	バイク・自転車盗	0	0	0	0	1	1	0	1
金 銭 の 持 ち 出 し		7	13	3	16	0	0	0	0
火 遊 び		4	10	0	10	3	8	0	8
喫 煙		0	0	0	0	7	4	3	7
飲 酒		1	2	1	3	1	0	1	1
薬 物 乱 用		0	0	0	0	0	0	0	0
不健全な遊び・悪質ないたづら		12	28	7	35	14	27	0	27
無断外泊・家出		2	1	1	2	5	6	1	7
わいせつな行為		2	3	0	3	5	10	0	10
不純異性交遊		0	0	0	0	3	2	2	4
そ の 他		25	41	6	47	32	31	28	59
計		140	205	38	243	165	225	51	276
不 登 校			65	65	130		118	102	220

※ここで言う「不登校」とは、不登校を理由として年間30日以上欠席した児童生徒を言う。

○ 生徒指導上の問題行動指導延べ人数の推移



6. 善法・河原青少年センター

善法・河原青少年センターは、人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、青少年の教育及び文化の向上並びに健全育成に資することを目的として設置している。

(1) 主な事業内容

- ア. 青少年に対する学習、スポーツ等の教室の開設
- イ. 青少年の学習、文化、体育、スポーツ及びレクリエーション活動に対する指導、援助
- ウ. 青少年の自主学習や健全な遊びの場の提供と指導、援助
- エ. 青少年に係る各種相談及び指導

(2) 施設の概要

表 10-10

名 称	善法青少年センター	河原青少年センター
敷地面積	2,430.25 m ²	1,582.4 m ²
延床面積	1,182.5 m ²	543.2 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造平屋建 軽量鉄骨造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
開館年月	昭和60年6月	昭和62年10月

ア. 開館時間 午前9時～午後5時

イ. 休館日 日曜日、祝日、振替休日及び年末・年始

但し、必要があるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することがある。

7. 大久保青少年センター

大久保青少年センターは、青少年を対象とする社会教育施設として、文化・芸術・スポーツの活動を通じて、青少年の「生きる力」を育み、健全育成を図るとともに、すべての年代の方の生涯学習活動の場としての役割も果たしています。

(1) 活動方針

- ア. 青少年の自主的な団体活動の促進
- イ. 青少年の各種団体活動の育成及び指導
- ウ. 青少年の文化教養を高めるための行事の開催
- エ. 生涯学習の振興

(2) 施設の概要

表10-11

室名	使用目的
事務室	センターの管理・運営
多目的室	教室・各種事業、こどもクラブ、文化サークル活動、室内スポーツ等
会議室 1	教室・各種事業、こどもクラブ、文化サークル活動、会議、研修等
会議室 2	
和室	
図書室	読書
運動場	スポーツ、レクリエーション等

ア. 開館時間 …………… ・午前9時～午後6時（4月～9月）

・午前9時～午後5時（10月～3月）

イ. 休館日 …………… ・月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

・1月1日から同月3日及び12月28日から同月31日まで

※ただし、必要があるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館、休館することがある。

8. 公民館

(1) 公民館活動の基本方針

急激に変化する現代社会にあって、人それぞれが自らの生活を豊かで充実したものにするためには、常に新しい知識や技術の習得及び教養の向上等の学習がますます必要になってきている。

中央・宇治・木幡・小倉・広野の各公民館では、地域住民の多様化・高度化する学習需要に応えるため、生涯学習センター及び各館相互の連携を図りながら地域に密着した学習事業の推進に努めている。

(2) 公民館運営

5つの公民館では、相互の連携を密にし、今日的な課題や地域性のある課題等を取り上げての各種学級・講座や講習会の開催など、学習機会の提供に努めるとともに、市民の主体的な学習活動を促進するため、学習グループに対し、活動の場や機器の提供など、積極的な育成・援助を行っている。また、市民の各種学習活動への参加を促進し支援するため、他の学習機関の情報などの収集・提供を行うなど、自発的な学習活動への援助に努めている。

(3) 公民館の概要

表10-12

(令和5年4月1日現在) (単位：人)

名 称	所 在 地	開 設	職 員		
			館長	生涯学習 指 導 員	その他
中央公民館	折居台1丁目1	昭和59年11月3日	1	1	3
宇治公民館 (閉館中)	宇治里尻71-9	昭和40年9月17日	1	1	—
木幡公民館	木幡内畑34-7	昭和56年5月11日	1	1	3
小倉公民館	小倉町寺内91	昭和56年9月9日	1	1	3
広野公民館	広野町寺山17-403	昭和61年5月17日	1	1	3

9. 市民会館

宇治市民会館は、宇治市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図ることを目的として昭和40年10月に開館した。

開館以降、コミュニティの場として幅広い各層の人々の活動に利用されてきたが、耐震強度に課題があるため、平成30年3月31日をもって閉館した。

(1) 市民会館の利用状況

表10-13

(単位：件、人)

区 分	平成29年度	平成30年度 (閉館中)
利 用 件 数	1,749	—
利 用 人 数	20,142	—

10. 図書館

本市の図書館は、昭和40年に開設した「市民会館図書室」の活動を引き継ぎ、昭和59年の中央図書館の開館により本格的な公共図書館としてのサービスを開始した。その後、平成4年には東宇治図書館を、平成9年に西宇治図書館を開館した。

平成15年4月からは祝日開館及び予約図書配本サービスを開始し、現在は市内7か所に予約図書配本所を設置している。平成26年10月には児童・青少年の読書環境を整えるため大西利治文庫を創設し、平成27年10月からはCD・DVDの収集貸出を開始した。平成28年4月からは京都市図書館との相互利用を始め、平成29年4月からは中央図書館の平日の開館時間を18時まで延长了。また、令和3年3月には、新型コロナウイルスの感染防止対策として図書館に来館せずいつでも電子書籍の閲覧・貸出等ができる電子図書館サービスを、令和4年6月には、視覚障害者が介助なしに電子書籍を楽しめる視覚障害者専用電子図書館サービスを開始した。令和4年7月からは、学校連携事業として宇治市立学校に在籍する小学3年生以上の全小中学生に電子図書館の学校連携専用IDカードを配布した。

さらに、基本的な図書館サービスの充実や課題解決支援の取り組みを進めるため、平成30年3月に宇治市図書館事業計画を策定し、令和4年3月には、図書館の特性や利用者ニーズを踏まえ、ウィズコロナ社会を見据えた第2次図書館事業計画を定めた。

図書館は、地域の知的基盤として読書活動や生涯学習を支え、情報拠点として正確で体系的な資料や情報を提供するとともに、情報活用能力の向上を支援する役割を求められている。今後も次の5つの基本的運営方針に基づき、図書館サービスの充実に努め魅力的かつ効果的で安定的な図書館運営を行う。

(1) 宇治市図書館基本的運営方針

- ア. 読む楽しさ、学ぶ喜びを創出する図書館
- イ. 情報の拠点として地域を支える図書館
- ウ. 地域文化を未来につなぐ図書館
- エ. 誰もが利用しやすい図書館
- オ. 人とともに成長する図書館

(2) 蔵書数

表 10-14

(単位：冊)

年度 \ 区分	総数	中央図書館	東宇治図書館	西宇治図書館	団体貸出
平成30年度	327,625	183,028	65,213	73,827	5,557
令和元年度	325,955	181,590	65,126	73,621	5,618
令和2年度	327,219	182,398	65,320	73,872	5,629
令和3年度	324,131	181,141	64,551	72,911	5,528
令和4年度	317,219	176,934	63,225	71,514	5,546

※その他の資料 (令和4年度)

- 中央図書館 点字図書 92タイトル 190冊、大活字本 2,114冊、雑誌 80タイトル、新聞 10紙、カセットブック 2,106巻、CD 141点、DVD 419点
- 東宇治図書館 大活字本 43冊、雑誌 49タイトル、新聞 8紙、カセットブック 688巻

(3) 個人貸出点数

表 10-15

(単位：点)

年度 \ 区分	総 数	中央図書館	予約図書配本所	東宇治図書館	西宇治図書館	学校等団体貸出
平成 30 年度	796,905	392,813	16,851	185,776	200,040	1,425
令和元年度	707,545	352,953	14,482	163,323	175,527	1,260
令和 2 年度	603,349	294,198	15,119	142,183	150,699	1,150
令和 3 年度	605,820	296,962	14,176	145,085	149,059	538
令和 4 年度	643,911	322,133	15,495	147,727	158,162	394

注：中央図書館には、地域・家庭文庫等への団体貸出を含む

注：令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館期間あり

(4) 登録者数

表 10-16

(単位：人)

年度 \ 区分	総 数	16 歳以上	16 歳未満
平成 30 年度	68,344	58,915	9,429
令和元年度	66,550	55,320	11,230
令和 2 年度	63,707	53,516	10,191
令和 3 年度	61,226	51,842	9,384
令和 4 年度	62,896	54,320	8,576

注：10 年以上利用のない登録者は含まず

(5) 団体貸出

児童の読書普及活動を進めている地域・家庭文庫（7 団体）、笠取地区（3 団体）、青少年センター（3 団体）に加え、令和元年度後期より U j i ふれあい教室にも団体貸出を開始。計 14 団体に対して、年 2 回主に児童書を貸し出し、地域における読書活動の推進を図っている。令和 4 年度の貸出冊数は 3,682 冊

(6) 障害者サービス

目の不自由な方へのサービスとして、点字図書やテープ図書、デイジー図書、大活字本を貸出し、リーディングボランティアの協力を得て「声のとしょかんだより」の作成を実施している。

また、平成31年4月から、外出することが困難な障害者を対象とした図書郵送サービスを開始し、障害者サービスの充実を図っている。

さらに、令和4年6月からは、視覚障害のある人がスマートフォン等の音声読み上げ機能を使って電子書籍を楽しめる「視覚障害者専用電子図書館サービス」を開始した。

(7) 行政資料コーナーの設置

市民の調査・研究を支援し、必要な知識や情報を提供するために、宇治市の刊行物を中心に国及び他の行政機関等が刊行する行政資料を収集し、中央図書館参考資料室で利用に供している。

(8) 電子図書館サービス

24時間いつでもパソコン、スマートフォン、タブレット端末を使って電子書籍を借りて読むことができる「電子図書館サービス」を令和3年3月24日から開始した。また、令和4年7月からは学校連携事業として、学校や家庭等でいつでも電子図書が読める環境を作り読書意欲を喚起するとともに、読書活動や学習活動を推進することを目的として、宇治市立学校に在籍する小学3年生以上の全小中学生に電子図書館の学校連携専用IDカードを配布した。令和4年度末までの登録者数は15,645人、電子書籍の登録冊数は18,407点であった。令和4年度には延べ41,268人に97,637点の電子書籍を貸し出した。

11. 歴史資料館

(1) 事業の概要

歴史資料館では、昭和59年に開館して以来、宇治の歴史と文化に関する古文書や古地図・民具・美術工芸品等の資料の調査や収集・整理・保存に取り組んできた。同時に、市民に宇治の歴史と文化を知っていただくため、展覧会や講演会の開催、特別展図録・宇治文庫等を発行している。

展覧会としては、令和3年6月に開設した常設展を引き続き実施するとともに、令和5年度には企画展を5回開催する予定である。また、講座や市内小学校における出前授業などといった教育普及活動を通じて、市民の地域史に関する知識の普及を図っていく。

表 10-17

種 別	テ ー マ	実施期間（会期）
企画展	お茶の歴史資料	令和5年5月13日～6月25日
企画展	戦争遺品展 戦時中の暮らし	令和5年7月8日～9月3日
企画展	写真・新聞で振り返る昭和28年災害	令和5年9月16日～11月26日
企画展	ちょっと昔の街と暮らし 昭和の子どもたち	令和5年12月9日 ～令和6年2月4日
企画展	発掘ものがたり宇治・2024	令和6年2月17日～4月21日
常設展	宇治の茶づくり 巨椋池の漁業 巨椋池干拓と米づくり	上記企画展の会期と同じ

(2) 施設の概要

展示室	190.95 m ²	資料整理室	19.75 m ²
収蔵展示室	93.61 m ²	ロビー	107.51 m ²
収蔵庫	183.32 m ²	その他	209.44 m ²
特別収蔵庫	48.64 m ²	共用部分	188.63 m ²
資料閲覧室	48.84 m ²		

事務室	46.91 m ²		
研究室	129.81 m ²	合計	1,267.41 m ²

12. 宇治の文化財

(1) 文化財の保存と活用

本市の豊かな歴史と文化財に対する市民の理解と認識を深め、所有者及び関係団体等の理解と協力のもとに、世界遺産の宇治上神社・平等院をはじめ史跡宇治川太閤堤跡や重要文化的景観などの貴重な文化財の保存を図り、市民の文化的向上に努める。

ア. 文化財の保存・活用を図る。

イ. 文化財愛護とふるさを見つめ直す学習機会の拡充・啓発活動の促進を図る。

<実施項目>

- ・ 文化財の保存・活用、史跡・文化的景観の整備
- ・ 団体育成と自主活動の促進
- ・ 学習機会の拡充
- ・ 文化財愛護の啓発
- ・ 埋蔵文化財の調査・保存・活用

ウ. 文化財保護委員会

宇治市文化財保護委員会は、「本市内に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資し、本市文化の進歩に貢献する施策を樹立するため」設置されており、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定及び保護顕彰並びに活用に関する事項を答申し、かつ、文化財保護に関し必要と認める事項を建議することができる。

委員会は宇治市教育委員会が委嘱する8人の委員によって構成され、任期は2年である。

エ. 指定文化財

○ 宇治市指定文化財

表10-18

	有形文化財								無形文化財	無形民俗文化財	記念物		合計
	建造物		美術工芸品								史跡	天然記念物	
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書籍典籍	考古資料	歴史資料					
指定	4	15	3	34	2	3	3	2	1	1	2	1	56

○ 京都府指定文化財

表10-19

	有形文化財								民俗文化財		記念物		文化財環境保全地区(決定)	合計
	建造物		美術工芸品						有形	無形	史跡	名勝		
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書籍典籍	古文書	考古資料						
指定	11	17		3	1		2	3		1	2	4	2	120
登録	3	4												
暫定	13	13	47	5		14	5	2	2					

○ 国指定文化財

表10-20

	有形文化財								重要無形文化財	登録有形民俗文化財	記念物		重要な文化的景観	合計
	建造物		美術工芸品								史跡	名勝		
	件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書籍典籍	古文書	歴史資料						
国宝	3	6	1	3	2				1		4	2	1	57
重文	11	43	4	19	2	1	1	1						
登録										1				

(2) 世界遺産

世界遺産条約は、各国の文化・自然遺産を人類全体のための世界遺産として、損傷・破壊から保護し、保存するため国際的な協力体制を確立することを目的に、昭和47年11月のユネスコ（国際連合教育科学文化機関）第17回総会で採択された。日本は、平成4年6月に条約を批准し、現在（令和5年1月）世界遺産は1,157件（文化遺産900件、自然遺産218件、複合遺産39件）となっている。

宇治上神社及び平等院を含む「古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）」が、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界遺産一覧表に、平成6年12月17日に掲載された。この一覧表に掲載されることは、宇治上神社及び平等院が人類全体の利益のために保護するに値する特に優れて普遍的な価値をもつものであることが国際的に認められたことである。

ア. 宇治上神社

宇治上神社は古くからあった社であるが、平等院の鳳凰堂完成後、平等院の鎮守社として社殿が整えられた。

本殿は正面一間の流造の内殿3棟を並立させ、それを流造の覆屋で覆った特殊な形式である。11世紀後半に造営された現存する神社本殿最古の建築である。

拝殿は13世紀初頭の住宅風建築であり、現存する最古の拝殿である。

イ. 平等院

平安時代の貴族社会が安定してくると、彼らは郊外に別業を営むようになった。都の南東、宇治川に臨む景勝の地に建てられた平等院もその一つである。

1053年に造られた、阿弥陀如来を安置する鳳凰堂は、棟飾りに鳳凰をおき、内部に装飾を施した中堂と左右の翼廊及び尾廊からなり、建物全体から細部まで当時の優れた意匠で飾られている。

この鳳凰堂と前面の庭園は仏教の経典に説かれた西方極楽浄土を具現化した浄土庭園の傑作として史跡・名勝に指定されている。

13. 生涯学習センター

宇治市生涯学習センターは、市民の生涯学習の機会の拡充を図るため、講座の実施、学習情報並びに自主活動の場の提供等、生涯学習を実践するための拠点施設として、また生涯学習の基礎となる学校教育のための研究・研修施設として平成6年に開設した。

(1) 運営の基本方針

本市における市民の学習活動を促進し、生涯学習の振興を図るとともに、学校教育を充実させるため、以下の内容を基本に運営する。

ア. 生涯学習センター運営方針

(ア) 学習機会の提供・充実

- ① 生涯学習事業の充実
 - ・市民講座、教室等の開催
 - ・様々な年代を対象とする講座の開催
 - ・視聴覚教材の充実と利用促進
- ② 社会・時代の変化に対応した学習の推進

(イ) 学習情報提供の充実

- ① 事業情報・指導者情報の収集と提供
- ② 学習相談体制の充実

(ウ) 生涯学習団体等の育成・人材育成と活用

- ① 生涯学習指導者の育成
- ② 生涯学習ボランティアの養成と活用

(エ) 生涯学習の基礎づくり

- ① 家庭教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 学校・家庭・地域社会の連携の推進

イ. 学校教育に係る研修・研究推進方針

学校教育に係る教職員の体系的研修及び学校教育に係る調査研究の充実・振興

- (ア) 職務や教職経験年数別等の一般研修
- (イ) 道徳教育等の専門研修
- (ウ) 情報教育研修
- (エ) 公開授業講座

(オ) 教育研究員事業

(2) 施設の概要

- ア. 所在地 宇治市宇治琵琶 45 番地の 14 (電話 0774-39-9500/FAX 0774-39-9501)
イ. 開設 平成 6 年 1 月 17 日

14. 源氏物語ミュージアム

(1) 施設の目的と性格

宇治市ではふるさと創生事業を契機に、全国的な女性文学の興隆を目的とした、女性作家に贈る『紫式部文学賞』と、市民の文化活動に贈る『紫式部市民文化賞』を創設した。そしてこれらの贈呈式や「宇治十帖」古跡めぐりスタンプラリー等のイベントを催すほか、「源氏物語散策の道」整備事業など、“源氏物語をテーマとしたまちづくり”を積極的に推進してきた。源氏物語ミュージアムは、こうした一連の事業の中核施設であり、また集大成をなすものとして、宇治川の流れを望む東部の高台に、平成 10 年 11 月に開館した博物館施設である。

平成 20 年は源氏物語千年紀の大きな節目の年であるとともに、当ミュージアム開館 10 周年でもあった。この記念すべき年に本市のさらなる文化創造の発展と観光振興に寄与するため、常設展示の内容の変更や、新作映画「橋姫」の制作などのフレッシュアップ事業を実施した。

平成 28 年 8 月には 200 万人目の入館者を迎え、開館 20 周年の平成 30 年には、「観光」と「生涯学習」の拠点として再整備を行い、9 月にリニューアルオープンした。また、平成 31 年 4 月からは、新作オリジナルアニメ映画「GENJI FANTASY ネコが光源氏に恋をした」を公開し、今後も、世界で唯一の源氏物語に関する施設として、本市の文化・観光振興に大きな役割を果たしていく。

(2) 施設の概要

- ア. 所在地 宇治市宇治東内45-26
イ. 延床面積 2,939.94㎡
ウ. 構造 鉄筋コンクリート造1階、地下1階
エ. 専用駐車場 大型車4台/普通車15台
〈展示部門〉常設展示室、企画展示室、展示倉庫
〈教育普及部門〉図書室、書庫、講座室、講座準備室、特別閲覧室、源氏物語に親しむコーナー
〈収蔵部門〉収蔵庫、収蔵庫前室、荷解室
〈管理部門〉事務室、名誉館長室、機械室、管理倉庫、休憩室
〈学芸部門〉学芸室、資料室
〈その他〉喫茶コーナー、ミュージアムショップ

(3) 事業の概要

ア. 常設展示

平成 30 年のリニューアルにより、新しい展示資料による「ここでしかできない体験」の充実、多様化している来館者に対応する環境整備を進めた。

平安京と光源氏がテーマとなっている「平安の間」では、貴族の華やかな世界を象徴する装束や調度品、牛車、六条院の模型を展示し、宇治十帖がテーマとなっている「宇治の間」では、宇治十帖のあらすじを紹介している。リニューアルで大きく変わった「物語の間」は、楽しみながら源氏物語について学ぶことができる。そして、映像展示室では、「浮舟」「橋姫」に加え、新作オリジナル映画「GENJI FANTASY ネコが光源氏に恋をした」を上映している。

イ. 企画展示

源氏物語や平安時代の文化に関わることを中心に、館蔵品のほか他館からの借用資料を、毎回テーマを決めて年5～6回展示している。多くの人に関心をもてるような時宜にあった展示、さらには他館等と連携して話題性のある展示を行っている。

ウ. 講座

当館学芸員による入門講座、平安時代の文学・歴史を専門とする研究者を講師に迎えた連続講座や源氏物語セミナー、さらに、参加・体験型講座などを行っている。

エ. その他

源氏物語に関する児童書をはじめとした入門書から専門書まで幅広い書籍を揃えた図書室、四季折々の源氏物語にちなむ植物が植えられている源氏の庭などを設置している。源氏物語に親しむコーナーは、平成30年のリニューアルにより子どもたちをはじめ、あらゆる世代の市民が楽しく学べる場に生まれ変わった。

15. 総合野外活動センター「アクトパル宇治」

(1) 建設の目的と施設の性格

近年、物の豊かさから心の豊かさを求める傾向が強まる中で、豊かな自然を生かし、市民各層の交流と余暇の有効活用を図るとともに、山間地域の振興を図ることを目的として建設され、「自然とのふれあい、自然のなかでの交流」をメインテーマに、すべての市民が宿泊でも日帰りでも気軽に「スローライフ」を楽しめる、総合的な野外活動施設である。

平成22年6月2日、グラウンド・ゴルフ場を開設し、平成29年9月16日には全面オープンした。グラウンド・ゴルフは、ルールも簡単で、高齢者から子どもまで一緒にプレーが楽しめる生涯スポーツとして全国に広まっている。

[施設の特徴]

○ 小中学生が利用する施設

日常の授業では体験できない自然についての基礎知識を得るとともに、自然とのつきあい方を体験できる施設

○ すべての市民や団体が利用できる施設

生涯学習、コミュニティ活動、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、手軽に利用できる施設

○ 地域の農業などの資源を生かし、地域振興と結びつけた施設

地域の資源を活用し、農産物の収穫等の体験や、工作体験ができる施設

○ 地域の環境を生かし、ふるさとを味わうことができる施設

豊かな自然の中で様々な体験を通して、また、地元との交流を図っていく中で、市街地で生活する市民がふるさとを体験できる施設

[具体的活動例]

・ 野外活動

野外炊飯、キャンプファイヤー、オリエンテーリングなど

・ 自然観察活動

天体観察、バードウォッチング、植物観察など

・ スポーツ活動

フィールドアスレチック、バスケットボール、グラウンド・ゴルフなど

・ 創作活動

陶芸、七宝焼、木工、竹工、焼き杉板など

・ 農業、ふるさと体験活動

茶摘み、さつまいも掘り、餅つき、わら細工など

(2) 施設の概要

ア. 所在地	宇治市西笠取辻出川西1番地ほか
イ. 敷地	約10.8ヘクタール
ウ. 管理棟	3階建 延床面積 2,827.32㎡ 1階 食堂(160席) 売店 図書・展示コーナー メインホール 医務室 事務室 トイレ等 2階 研修室(洋室3 和室1) 浴室2 リネン室 宿泊室(洋室2 和室4) トイレ等 3階 天体観察室(25cm屈折望遠鏡設置)
エ. 宿泊棟	平屋建4棟 延床面積1,293.35㎡ 宿泊室(洋室14 和室10) 洗面所 浴室 トイレ等
オ. 屋内運動場	平屋建 延床面積913.27㎡ アリーナ 更衣室 トイレ等
カ. 工作棟	平屋建 延床面積309.00㎡ 工作室 屋外トイレ併設
キ. 山の家	平屋建 1棟 延床面積156.38㎡(倉庫含む)
ク. キャンプ施設	キャンプセンター 平屋建 延床面積130.00㎡ 炊事棟(食事場)5棟 森のテントサイト(常設テント10基) フリーテントサイト

キャンプファイヤー場 (2カ所)

屋外トイレ

ケ. 多目的広場 3カ所 6,100.00㎡

コ. グラウンド・ゴルフ場 面積13,408.00㎡

レストハウス 東屋 (2棟) トイレ等

サ. 冒険とりで (フィールドアスレチック施設)

シ. 川の広場

ス. 観察の森

セ. 散策路 展望台 オリエンテーリングコース

ソ. 駐車場 普通車約200台 大型バス3台

タ. ホームページ <https://www.actpal-uji.com>